

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日は、その翌日とする)

## 目 次

◇教委規則 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則(小中学校課)

◇教委告示 平成十年度鳥取県立鳥取盲学校高等部・専攻科生徒募集要項(シ)

平成十年度鳥取県立鳥取聾学校高等部生徒募集要項(シ)

平成十年度鳥取県立養護学校高等部生徒募集要項(シ)

平成十年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項(高等学校課)

## 教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年十二月二日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

### 鳥取県教育委員会規則第十一号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則(昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表の二の表鳥取盲学校の項中

三〇人	三〇人	三〇人
-----	-----	-----

を

三〇人	二八人	三一人
-----	-----	-----

に改め、同表鳥取聾学校の項

学校の項中

三〇人	三〇人
-----	-----

を

二八人	三一人
-----	-----

に改め、同表鳥取聾学校ひまわり分校の項

中「米子市東福原一四〇の一」を「米子市上福原七丁目一三の二」に改め、同表鳥取

養護学校の項中

小学部	小学部
三年	六年

を

小学部	小学部
中学部	普通科
高等部	

に改め、同表白兔養護学校の項及び倉吉養護学校の項中「四五人」

六年	
三年	
三年	一人

を「五二人」に改め、同表皆生養護学校の項中「四〇人」を「四五人」に、「米子市東福原一四〇の一」を「米子市上福原七丁目一三の四」に改め、同表米子養護学校の項中「四五人」を「五二人」に改める。

附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第二十一号

平成十年度鳥取県立鳥取盲学校高等部・専攻科生徒募集を次の要項により実施する。

平成九年十二月二日

鳥取県教育委員会 委員長 田 豊

#### 平成十年度鳥取県立鳥取盲学校高等部・専攻科生徒募集要項

##### 1 募集生徒数

- (1) 高等部
  - 普通科 単一学級 8人 重複学級 3人
  - 保健医療科 8人
- (2) 専攻科
  - 理 療 科 10人

##### 2 出願資格を有する者

###### (1) 高等部

普通科の単一学級及び保健医療科にあつては視覚障害の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)第22条の3の表に規定する程度の中で次のいずれかに該当するものとし、普通科の重複学級にあつては視覚障害の程度が政令第22条の3の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のいずれかに該当するものとする。

- ア 中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。)を卒業した者又は平成10年3月に卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条各号のいずれかに該当

する者

##### (2) 専攻科

視覚障害の程度が政令第22条の3の表に規定する程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

- ア 高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。)を卒業した者又は平成10年3月に卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則第69条各号のいずれかに該当する者

##### 3 出願方法

###### (1) 出願手続

ア 入学志願者は、入学志願書を原則として出身(在学)学校長を経由して鳥取県立鳥取盲学校長(以下「鳥取盲学校長」という。)に提出しなければならない。

イ 出身(在学)学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書、健康診断書及び視力等の証明書並びに専攻科にあつては、当該学校の卒業又は卒業見込み証明書を添えて鳥取盲学校長に提出するものとする。

###### (2) 出願期間

平成10年2月9日(月)から同月16日(月)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)とする。ただし、郵送による場合は、平成10年2月16日(月)までの消印のあるもの限り、受け付ける。

###### (3) 受付時間

9時から17時まで

###### (4) 受付場所

鳥取県立鳥取盲学校(以下「鳥取盲学校」という。)

###### (5) その他

鳥取盲学校長は、(1)の入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査の日程等の必要事項を出身(在学)学校長(出身(在学)学校長を経由しない入学志願書等が提出されたときは、当該入学志願者)に通知するものとする。

4 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、調査書等の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。

5 学力検査及び面接の日程等

(1) 日時

平成10年3月4日(水) 9時から16時30分まで(8時30分までに集合すること。)

(2) 場所

鳥取盲学校

(3) 学力検査実施教科

ア 高等部

普通科 国語、社会、数学、理科及び英語

保健医療科 国語及び社会

イ 専攻科

国語、理科、数学及び英語(盲学校の保健医療科を卒業した者については、数学又は英語のいずれかを願い出によって保健医療に代えることができる。)

なお、筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。

(4) その他

学力検査終了後、面接及び適性検査を実施する。

6 合格者の発表

平成10年3月6日(金)正午に鳥取盲学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。

7 その他

ア この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取盲学校長が定める。

イ 入学志願書等の用紙は、鳥取盲学校で交付する。

ウ 生徒の募集に関し不明な事項は、鳥取盲学校(岩美郡国府町宮下1265 電話0857-23-5441)に問い合わせること。

鳥取県教育委員会平成二十二年

平成十年年度鳥取県立鳥取聾学校高等部生徒募集を次の要項により実施する。

平成九年十二月二日

鳥取県教育委員会 校長 田 豊

平成10年度鳥取県立鳥取聾学校高等部生徒募集要項

1 募集生徒数

普通科 単一学級8人 重複学級3人

産業工芸科

被服科 } 8人

2 出願資格を有する者

普通科の単一学級並びに産業工芸科及び被服科にあっては聴覚障害の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)第22条の3の表に規定する程度の者で次のいずれかに該当するものとし、普通科の重複学級にあっては聴覚障害の程度が政令第22条の3の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のいずれかに該当するものとする。

(1) 中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。)を卒業した者又は平成10年3月に卒業する見込みの者

(2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、入学志願書を出身(在学)学校長を経由して鳥取県立鳥取聾学

校長 (以下「鳥取聾学校長」という。) に提出しなければならない。

イ 出身 (在学) 学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書、健康診断票の写し及びオーディオグラム (測定したものがなければ、鳥取県立鳥取聾学校 (以下「鳥取聾学校」という。) で測定する。) を添えて鳥取聾学校長に提出するものとする。

(2) 出願期間

平成10年2月9日 (月)、12日 (木) 及び13日 (金) とする。ただし、郵送による場合は、平成10年2月13日 (金) までの消印のあるもの限り、受け付ける。

(3) 受付時間

9時から17時まで

(4) 受付場所

鳥取聾学校

(5) その他

鳥取聾学校長は、(1)の入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査の日程等の必要事項を出身 (在学) 学校長に通知するものとする。

4 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、調査書等の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。

5 学力検査及び面接の日程等

(1) 日時

平成10年3月10日 (火) 10時から15時まで (9時30分までに集合すること。)

(2) 場所

鳥取聾学校

(3) 学力検査実施教科

国語及び数学

(4) その他

学力検査終了後、面接を実施する。

6 合格者の発表

平成10年3月17日 (火) 正午に鳥取聾学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身 (在学) 学校長に通知する。

7 再募集の実施

合格者の発表の結果、入学確定者数が募集生徒数に満たない学科については、その不足の生徒数についての再募集を実施する。

(1) 出願手続

3の(1)に同じ。

(2) 出願期間

平成10年3月23日 (月) から同月25日 (水) までとする。ただし、郵便による場合は、平成10年3月23日 (月) までの消印のあるもの限り、受け付ける。

(3) 受付時間及び受付場所

3の(3)及び(4)に同じ。

(4) 学力検査及び面接の日程等

ア 日時

平成10年3月27日 (金) 10時から15時まで (9時30分までに集合すること。)

イ 場所

鳥取聾学校

ウ 学力検査実施教科

国語及び数学

エ その他

学力検査終了後、面接を実施する。

(5) 合格者の発表

平成10年3月30日 (月) 正午に鳥取聾学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身 (在学) 学校長に通知する。

8 その他

(1) この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。

(2) 入学志願書等の用紙は、鳥取聾学校で交付する。

(3) 生徒の募集に関し不明な事項は、鳥取聾学校 (岩美郡国府町宮下1261 電話0857-23-2031、フアクシミ1) 0857-27-8606) にお問い合わせること。

鳥取県教育委員会告示第二十三号

平成十年度鳥取県立養護学校高等部生徒募集を次の要項により実施する。

平成九年十二月三日

鳥取県教育委員会委員長 岡田 豊

平成10年度鳥取県立養護学校高等部生徒募集要項

1 募集学校及び募集生徒数

- 鳥取県立白兔養護学校 (以下「白兔養護学校」という。) 普通科 単一学級16人 重複学級 6人
  - 鳥取県立倉吉養護学校 (以下「倉吉養護学校」という。) 普通科 単一学級16人 重複学級 6人
  - 鳥取県立米子養護学校 (以下「米子養護学校」という。) 普通科 単一学級16人 重複学級 6人
  - 鳥取県立皆生養護学校 (以下「皆生養護学校」という。) 普通科 単一学級 8人 重複学級 9人
  - 鳥取県立鳥取養護学校 (以下「鳥取養護学校」という。) 普通科 単一学級 8人 重複学級 3人
- 2 出願資格を有する者

(1) 白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校

単一学級にあっては精神薄弱の程度が学校教育法施行令 (昭和28年政令第340号。以下「政令」という。) 第22条の3の表に規定する程度の者で次のいずれかに該当するものとし、重複学級にあっては精神薄弱の程度が政令第22条の3の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のいずれかに該当するものとする。

ア 中学校 (盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。) を卒業した者又は平成10年3月に卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則 (昭和22年文部省令第11号) 第63条各号のいずれかに該当する者

(2) 皆生養護学校

単一学級にあっては肢体不自由の程度が政令第22条の3の表に規定する程度の者で(1)のイ又はイに該当するものとし、重複学級にあっては肢体不自由の程度が政令第22条の3の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で(1)のイ又はイに該当するものとする。

(3) 鳥取養護学校

単一学級にあっては病弱の程度が政令第22条の3の表に規定する程度の者で(1)のイ又はイに該当するものとし、重複学級にあっては病弱の程度が政令第22条の3の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で(1)のイ又はイに該当するものとする。ただし、原則として、鳥取県立中央病院に入院治療中の者、入院治療を予定している者又は通院治療中の者で通学可能なものに限る。

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、入学志願書を出身 (在学) 学校長を経由して志願する養護学校の長に提出しなければならない。

イ 出身 (在学) 学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及び健康記録書 (鳥取養護学校にあっては、医師の診断書) を添えて志願する養護学校の長に提出するものとする。

(2) 出願期間

ア 白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校

平成10年2月10日 (火) から同月13日 (金) まで (国民の祝日に関する法律 (昭和22年法律第178号) に規定する休日 (以下「休日」という。) を除く。) とする。ただし、郵送による場合は、平成10年2月13日 (金) までの消印のあるものに限る、受け付ける。

イ 皆生養護学校

平成10年2月9日 (月) から同月13日 (金) まで (休日を除く。) とする。ただし、郵送による場合は、平成10年2月13日 (金) までの消印のあるものに限る、

<p>受け付ける。</p> <p>ウ 鳥取養護学校 平成10年2月10日(火)から同月13日(金)まで(休日を除く。)とする。ただし、郵送による場合は、平成10年2月13日(金)までの消印のあるものに限りに受け付ける。</p> <p>(3) 受付時間 9時から17時まで</p> <p>(4) 受付場所 各養護学校</p> <p>(5) その他 各養護学校の長は、(1)の入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を出身(在学)学校長に通知するものとする。</p> <p>(6) 入学志願書等の用紙は、各養護学校において次の日時に交付する。</p> <p>ア 白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校 (ア) 期間 平成10年2月2日(月)から同月13日(金)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)</p> <p>(イ) 時間 9時から17時まで</p> <p>イ 皆生養護学校 (ア) 期間 平成10年2月5日(木)から同月13日(金)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)</p> <p>(イ) 時間 9時から17時まで</p> <p>ウ 鳥取養護学校 (ア) 期間 平成10年1月16日(金)から同月28日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)</p> <p>(イ) 時間</p>	<p>9時から17時まで</p> <p>4 入学者の選抜方法 入学者の選抜は、調査書等の審査及び面接の結果並びに皆生養護学校及び鳥取養護学校の単一学級にあっては、学力検査の結果により行う。</p> <p>5 面接の日程等</p> <p>(1) 白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校 (ア) 日時 平成10年2月19日(木) 10時から15時まで(9時30分までに集合すること。)</p> <p>(イ) 場所 志願した養護学校</p> <p>(2) 皆生養護学校 ア 学力検査 (ア) 日時 平成10年2月19日(木) 10時15分から(10時までに集合すること。)</p> <p>(イ) 場所 皆生養護学校</p> <p>(ウ) 学力検査実施教科 国語及び数学</p> <p>イ 面接 学力検査終了後、面接を実施する。</p> <p>(3) 鳥取養護学校 ア 学力検査(単一学級の志願者に対してのみ実施) (ア) 日時 平成10年3月10日(火) 9時20分から15時05分まで(9時までに集合すること。)</p> <p>(イ) 場所 鳥取養護学校</p> <p>(ウ) 学力検査実施教科 国語、社会、数学、理科及び英語</p>
--	---

<p>4 面接 (志願者全員に対して実施)</p> <p>(ア) 日時 単一学級の志願者にあつては学力検査終了後、重複学級の志願者にあつては10時から12時まで (9時40分までに集合すること。)、面接を実施する。</p> <p>(イ) 場所 鳥取養護学校</p> <p>6 合格者の発表 各養護学校において次の日時に発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学) 学校長に通知する。</p> <p>(ア) 白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校 平成10年2月21日 (土) 正午</p> <p>(イ) 皆生養護学校 平成10年2月26日 (木) 正午</p> <p>(ウ) 鳥取養護学校 平成10年3月17日 (火) 正午</p> <p>7 再募集 白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校においては、合格者の発表の結果、入学確定者数が募集生徒数に満たない場合は、その不足の生徒数についての再募集を実施する。</p> <p>(1) 出願手続 3の(1)に同じ。</p> <p>(2) 出願期間 平成10年2月23日 (月) から同月25日 (水) までとする。ただし、郵便による場合は、平成10年2月25日 (水) までの消印のあるもの限り、受け付ける。</p> <p>(3) 受付時間及び受付場所 3の(3)及び(4)に同じ。</p> <p>(4) 面接の日程 (ア) 日時 平成10年2月27日 (金) 10時30分から (10時までに集合すること。)</p>	<p>(イ) 場所 志願した養護学校</p> <p>(5) 合格者の発表 平成10年3月2日 (月) 正午に各養護学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学) 学校長に通知する。</p> <p>(6) 入学志願書等の交付 入学志願書等の用紙は、各養護学校において次の日時に交付する。</p> <p>(ア) 期間 平成10年2月23日 (月) から同月25日 (水) まで</p> <p>(イ) 時間 9時から17時まで</p> <p>8 その他 (1) この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、各養護学校の長が定める。</p> <p>(2) 生徒の募集に関する説明会を、各養護学校において次の日時に開催する。</p> <p>ア 白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校 平成10年2月2日 (月) 10時から</p> <p>イ 皆生養護学校 平成10年2月5日 (木) 13時30分から</p> <p>ウ 鳥取養護学校 平成9年12月2日 (火) 13時30分から</p> <p>(3) 生徒の募集に関し不明なことは、次に問い合わせること。</p> <p>白兔養護学校 (鳥取市伏野字荒神谷1550-1) 電話0857-59-0585)</p> <p>倉吉養護学校 (倉吉市長坂新町1231) 電話0858-28-3500)</p> <p>米子養護学校 (米子市蚊屋343) 電話0859-27-3411)</p> <p>皆生養護学校 (米子市上福原七丁目13-4) 電話0859-22-6571)</p> <p>鳥取養護学校 (鳥取市江津字大正260) 電話0857-26-3601)</p>
--	---

鳥取県教育委員会告示第二十四号

平成十年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜を次の要項により実施する。

平成九年十二月二日

鳥取県教育委員会 総務課 田 野

平成10年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

1 募集高等学校及び募集生徒数

高 等 学 校 名	所 在 地	募集生徒数
鳥取県立鳥取東高等学校	鳥取市立川町五丁目210	約100人
鳥取県立倉吉東高等学校	倉吉市下田中町801	約100人
鳥取県立米子東高等学校	米子市勝田町1	約100人

2 出願資格を有する者

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 学校教育法施行規則 (昭和22年文部省令第11号) 第69条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

- ア 入学志願者は、次の書類を志望する高等学校の校長に提出しなければならない。
  - (ア) 入学志願書 (各募集高等学校から交付されたもの) に所定の入学選抜手数料に相当する額の鳥取県収入証紙 (消印をしないこと。) をはり付けたもの
  - (イ) 出身高等学校の校長の発行する調査書 (大学受験用の調査書と同様とする。) 又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類
  - (ウ) 写真1枚 (出願前3か月以内に脱帽して撮影した上半身像で、縦4cm、横3cmの大きさのものとし、裏面に出身学校名、氏名及び生年月日を記入すること。)
- イ 高等学校の校長は、入学志願書等を受領したときは、入学志願者に受験証を交付するものとする。

(2) 出願期間

平成10年4月1日 (水) から同月4日 (土) まで。ただし、郵送による場合は、簡易書留とし、平成10年4月2日 (木) までの消印のあるものに限る。

(3) 受付時間

9時から17時まで (土曜日は、9時から12時まで)

(4) 受付場所

各募集高等学校

4 入学者選抜の方法

入学志願者の提出した書類の審査及び学力検査の結果を総合して行う。

5 学力検査の日時等

(1) 日時

平成10年4月8日 (水) 9時から (8時30分までに集合すること。)

(2) 場所

各募集高等学校

(3) 学力検査の教科

国語 (国語 I 及び国語 II)、数学 (数学 I・数学 A 及び数学 II・数学 B) 及び英語 (英語 I 及び英語 II)

6 合格者の発表

合格者の発表

平成10年4月10日 (金) 12時に各募集高等学校に合格者の受験番号を掲示する。

7 注意事項

(1) 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。

(2) この要項に関し不明な点は、各募集高等学校へ問い合わせること。

8 参考事項

(1) 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的として、次の教科を履修させる。  
国語、数学、外国語 (英語)、理科、地理歴史、公民及び保健体育

(2) 専攻科の修業年限は1年とし、学期は第1学期 (4月から8月まで) 及び第2学期 (9月から翌年3月まで) の2期とする。

(3) 専攻科の生徒の学習評価、単位認定、修了等については、高等学校の全日制課程に準ずるものとする。